

2022(令和4)年10月1日以降に育児休業を取得する場合

1歳以降の延長について、柔軟に育児休業を開始できるようになります

育児休業給付金は、原則1歳に満たない子を養育するために育児休業を取得した場合に支給されるものですが、育児休業の申出に係る子について、1歳に達する日後の期間について、保育所等における保育の実施が当面行われぬなどの事情がある場合に、1歳6か月または2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

この1歳以降に延長した場合の育児休業開始日について、令和4年9月30日までは、1歳～1歳6か月及び1歳6か月～2歳の各期間の初日に限定されていました。

令和4年10月1日以降は、**1歳以降の延長の場合の育児休業の開始日を柔軟化し、各期間の途中で夫婦交替での育児休業の取得(以下「延長交替」といいます。)**が可能となります。

この取扱いの変更に合わせて、育児休業給付金支給申請書の記載方法についても変更がありますので、以下の記載例及び記載方法をご確認ください。

※期間の途中から育児休業を開始する場合、配偶者が1歳または1歳6か月に達する日の時点で育児休業の延長事由に該当する育児休業を取得していることや、育児休業の開始日が配偶者の育児休業終了日の翌日以前であることなど、一定の要件があります。詳細は事業所を管轄するハローワークにお尋ねください。

育児休業給付金支給申請書(延長交替、過去に同一の子について育休取得ありの場合)の記載例

第101条の30関係(第1面)
 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書
 (必ず第2面の請求書をよく読んでから記入してください。)

帳票種別 1. 育児休業番号 2. 資格取得年月日
 14405 5050-111111-1 4-270401

3. 被保険者氏名 フリガナ(カタカナ)
 育休 一郎 イクキョウ イチロウ

4. 事業所番号
 1300-987654-3 5-041211 5-031121

5. 過去に同一の子について育児休業を取得の有無
 2 3 987654321098

6. 被保険者の住所(〒) 市区町村
 100-9988 千代田区霞が関

7. 被保険者の生年(西暦) 月 日
 4-5-6

8. 資格取得期間(1) (初日) (末日) 9. 就業期間 10. 就業期間
 5-041211-0110 0 0 0 0

11. 支給単位期間(2) (初日) (末日) 12. 就業期間 13. 就業期間
 5-050111-0210 0 0 0 0

14. 最終支給単位期間(初日) (末日) 15. 就業期間 16. 支給された賃金額
 815-041120 0 0 0 0

17. 配偶者の生年(西暦) 月 日 18. 配偶者の住所(〒) 市区町村
 0 0 0 0 0 0 0 0

19. 配偶者の就業期間(初日) (末日) 20. 配偶者の就業期間
 0 0 0 0 0 0 0 0

21. 育児休業再取得理由
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

22. 申請書の提出年月日
 令和5年3月15日

23. 申請者氏名
 育休 一郎

24. 金融機関コード 店舗コード
 981900197

25. 口座番号(普通) 9876543

26. 記号番号(総合)

27. 資格確認の可否 可 否
 資格確認年月日 令和 年 月 日
 通知年月日 令和 年 月 日

- ① 5・6欄 5欄に育児休業開始年月日、6欄に出生年月日を記載してください。
- ② 8欄 過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがある場合、8欄に「1」と記載してください。
- ③ 9欄 被保険者の個人番号を記載してください(過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがあり、個人番号を登録した場合は記載不要です)。
- ④ 10・11欄 被保険者の住所を記載してください(過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがあり、その時に登録した住所から変更がない場合は記載不要です)。
- ⑤ 13・17欄 支給単位期間その2(17欄)の初日は、支給単位期間その1(13欄)の初日の翌月の応当日(応当日がないときはその月の末日)です。支給単位期間その1の末日は支給単位期間その2の初日の前日です。
- ⑥ 14・15・18・19欄 13・17欄の各休業期間中に就業した日数について、14・18欄に記載してください。就業した時間数を15・19欄に記載してください。
- ⑦ 16・20欄 13・17欄の支給単位期間中に支払われた賃金のうち、育児休業期間を対象として支払われた賃金を記載してください。
- ⑧ 26・29欄 26欄には配偶者の延長となる理由(右欄1～6より選択)、延長期間の始期(過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得している場合は1歳または1歳6か月に達する日)を記載してください。29欄には「5」と記載してください。

- ⑨ 被保険者氏名 被保険者本人が氏名を記載してください。被保険者から申請等に係る同意書が提出された場合、被保険者の記名を省略できます。この場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載してください。
- ⑩ 振込先金融機関 被保険者本人の名義の金融機関口座を記載してください。過去に失業等給付や育児休業給付等を受給したことがあり、その際に登録した口座への振込を希望する場合は記載不要です。

育児休業給付金支給申請書（延長交替、過去に同一の子について育児取得なしの場合）の記載例

■ 第101条の30関係（第1面）

育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

1. 申請者番号 14405 2. 資格取得年月日 4270401

3. 被保険者氏名 育休 一郎

4. 事業所番号 13009876543 5. 育児休業開始年月日 5041211 6. 出産年月日 5031121

7. 過去に同一の子について 出生時育児休業または育児休業取得の有無 ①

8. 配偶者の住所（郵便番号） 1009988 9. 個人番号 987654321098

10. 配偶者の姓（姓） 千代田区霞が関

11. 配偶者の住所（市区町村） 千代田区霞が関

12. 配偶者の電話番号（市区町村） 4-5-6

13. 本給付金受給期間その1（期日） 5041211-0110

14. 就業日数 0 15. 就業時間 0

16. 支払われた賃金額 0

17. 育児休業期間その1（期日） 5050111-0210

18. 就業日数 0 19. 就業時間 0

20. 支払われた賃金額 0

21. 育児休業開始年月日 1-5-041211

22. 就業日数 5

23. 就業時間 5

24. 支払われた賃金額 5

25. 育児休業取得 5

① 8欄

過去に同一の子について出生時育児休業または育児休業を取得したことがない場合は空欄としてください。

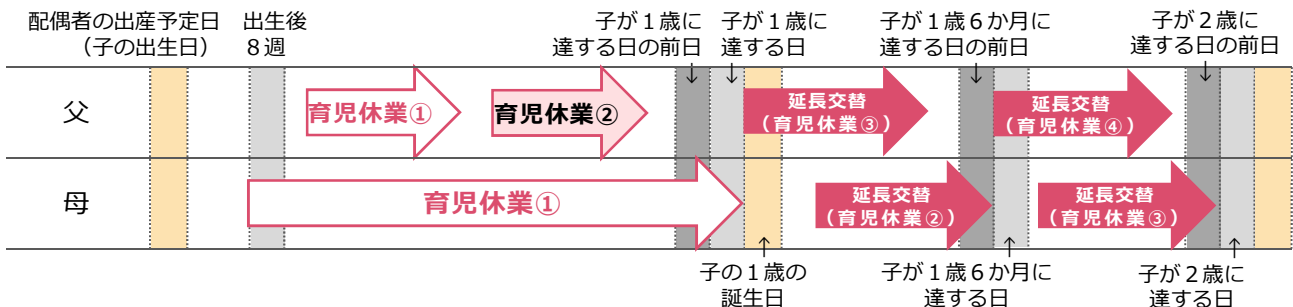
② 26・29欄

26欄には配偶者の延長となる理由（右欄1～6より選択）及び**育児休業開始日**を記載してください。29欄には「5」と記載してください。

※①、②以外の記載事項は過去に同一の子について育児取得ありの場合と同様です。

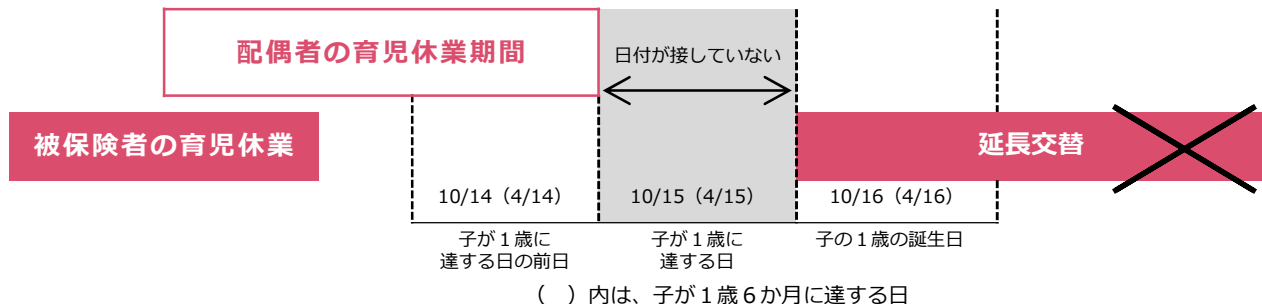
＜参考＞

延長交替の取得例



上記の例の場合、1歳から1歳6か月までの期間と、1歳6か月から2歳までの期間の、それぞれで配偶者が育児休業をしているため、延長交替として育児休業の取得が認められます。

※注意：以下のような事例の場合、延長交替はできません。



被保険者とその配偶者が子の1歳に達する日または1歳6か月に達する日（10/15,4/15）に育児休業をしていないため、延長交替として育児休業の取得は認められません。配偶者が、子が1歳に達する日または1歳6か月に達する日（10/15,4/15）まで育児休業を取得していれば、日付が接しているため延長交替として育児休業の取得が認められます。